

令和8年度長崎県自動車税種別割納税通知書用封筒広告掲載仕様書

(目的)

第1条 この仕様は、長崎県（以下「県」という。）が令和8年5月に送付する令和8年度長崎県自動車税種別割納税通知書用封筒（以下「封筒」という。）への広告掲載を適正に行うため、広告掲載の取扱いについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 前条に規定する封筒及び広告掲載は、次のとおりとする。

- (1) 封筒は、県が自動車税種別割課税対象者へ納税通知書を送付するために使用する定形内封筒をいう。
- (2) 広告掲載は、封筒裏面の所定の位置に表示される広告を印刷することをいう。

(広告の規格等)

第3条 広告の位置、枠数、規格及び配色は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 広告の位置 封筒裏面の所定の位置（別添封筒イメージ図参照）
- (2) 枠数 1枠
- (3) 規格 縦 5 cm、横 7.5 cm
- (4) 配色 1色（黒）

(広告の掲載料)

第4条 広告の掲載料は、広告の印刷経費を含めて、広告掲載者として決定された者（以下「広告主」という。）の申込価格とする。

- 2 広告主は、前項の規定による広告の掲載料を、契約締結日の翌日から起算して15日以内に、県が発行する納入通知書により一括して前納する。ただし、特別な理由があると県が認める場合は、この限りでない。
- 3 県の責により広告掲載を取り消した場合を除き、広告の掲載料は返還しない。
- 4 前項の規定により返還する広告の掲載料には、利子を付さない。

(広告原稿の作成)

第5条 広告主は、県の承認を受けた広告の原稿を、令和8年3月6日（金）正午までに提出しなければならない。また、広告のほか、次の事項について表示しなければならない。

- (1) 広告主及び広告主への連絡先を明確にしなければならない。
- (2) 広告の範囲の中の上部に縦0.5 cm×横1.0 cm以上の大きさに「広告」と表示しなければならない。
- 2 前項の規定により作成する広告原稿に要する経費は、広告主が負担する。
- 3 県は、提出前に広告主から承認を求められた広告原稿の内容が、別添基準「2 広告内容の範囲」の規定に違反すると認める場合は、広告主に対して修正を求めることができる。
- 4 広告原稿は、原則として画像データで納品しなければならない。これによらない場合は、あらかじめ県の承認を得た方法で納品しなければならない。また、広告原稿については、別途白地のアート紙またはコート紙に写して納品する。
- 5 前項の規定における納品に要する経費については、広告主が負担する。

(協議)

第6条 この仕様に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図る。